

平成 13 年 4 月 18 日

和歌山県知事  
木村良樹 殿

日本霊長類学会  
会長 杉山幸丸

### タイワンザル集団の除去に関する要望書

日本霊長類学会は霊長類に関する研究活動の傍ら、霊長類の保護とくに日本固有の種であるニホンザルの保護に関して、これまでさまざま提言や活動をして参りました。和歌山県下のタイワンザル集団の存在に関しても、ニホンザルの保護の観点から強い関心を寄せ、実際学会員のあるものは、このタイワンザル集団の実状調査等に参加してきました。日本霊長類学会は、このタイワンザル集団に関して、和歌山県サル保護管理計画対策検討会および自然保護保全審議会鳥獣部会が全頭捕獲という結論を迅速に下されたことは、きわめて適切な決断であったと考えております。しかしながら、その後県に寄せられた意見や、審議会での議論の中で、避妊処置のうえ無人島に放獣するという案が浮上し、その後撤回される等、捕獲後の処置についていまだ明確な結論が打ち出されていないように見受けられます。また捕獲の実施時期についても具体的にまだ確定していないように思われます。日本霊長類学会理事会は、和歌山のタイワンザル集団に対する基本的な考え方を以下に表明するとともに、その早期除去を要望いたします。

外来生物種は在来の生物に対して大きく影響を与え、在来の生物の多様性や生態系の攪乱を引き起こす危険があることが、近年よく知られるようになってきました。日本でも、マングースや野生化ヤギ等による生態系攪乱が実際に報告され、これらの移入種の除去計画が実施されてきました。和歌山県におけるタイワンザルの例は、在来種の遺伝子攪乱を引き起こすという点で最も深刻な移入種問題であると認識されています。すなわち在来の近縁種であるニホンザルとの交雑が可能であるという点で、きわめて直接的に在来種の存続を脅かすからです。

ニホンザルはその祖先が大陸から渡ってきて日本の地で適応進化した日本固有の種です。霊長類は熱帯多雨林にその源を発するため、温帯に生息する種類は多くありません。中でもニホンザルは、最北の地に分布する種として学問上も貴重な種として扱われています。タイワンザルはニホンザルに近縁の別種ですが、ニホンザルと交雑するだけでなく、交雑の結果生まれる子どもがさらにほかのニホンザルと子どもを作るため、次々と雑種化が進行します。ニホンザルと同じくタイワンザルも雄が群れ間を行き来するため、雑種化の範囲はニホンザルの分布域の中にどんどんと拡大してゆく可能性があります。

和歌山市周辺では、タイワンザルの群れから 20 キロ南の有田川周辺にニホンザルの群れが生息するため、タイワンザル集団とニホンザル集団の間で雄たちの行き来が可能です。実際これまでの調査で有田川の南側ですでに雑種の個体が見つかっています。200 頭ほどいるタイワンザルの群れの中にも相当数ニホンザルとの雑種が見られます。ニホンザルの群れから出てきた雄たちがタイワンザルの雌との間に残した子どもたちです。このような雑種化は、紀伊半島に広く分布するニホンザルの群れに徐々に拡散していくことになるでしょう。紀伊半島のニホンザルの分布域は半島だけにとどまらず、本州中部にまで連続しており、ニホンザルの最大の分布域となっています。この日本最大の分布域全体が遺伝子攪

乱の危険性にさらされているのです。こうしたタイワンザルによるニホンザルの雑種化は、数十万年かけて確立した日本の固有種ニホンザルの存続を脅かします。またニホンザルとは異なるタイワンザルおよびその雑種の侵入がもたらす生態系攪乱の危惧もあります。これを予防するためには、タイワンザル集団の除去は避けられないことと日本霊長類学会は判断しております。県サル保護管理計画対策検討会が遺伝子攪乱や生態系への悪影響を回避するために、タイワンザルおよびその雑種を全頭捕獲し、原則として安楽死させるという結論に至ったことは、科学的な判断としてきわめて妥当なものでありました。とくに、タイワンザル除去の根拠をニホンザルの保護に限定したことは、全く正当な判断です。日本霊長類学会は和歌山県がニホンザルの保護管理計画のために、タイワンザルの除去計画を進めていることを高く評価しています。今後、長期的な視野で県下全域のニホンザル保護管理計画の策定を進めていただけるものと期待しております。

その後の審議会で出されたという、捕獲したサルは避妊処置のうえ無人島などに放獣するという案はすでに撤回されたとは聞いておりますが、これについても霊長類学会の見解を述べたいと思います。この処置は本来の目的である生態系からの移入種の排除という趣旨からは大きく逸脱するものです。移入生物による生態系の攪乱や在来種への悪影響については、近年国際的な関心が高まっており、予防的な観点から基本的には排除するという原則が、生物多様性条約に記載されています。在来種ではないタイワンザルを放獣した場合、そこにもともと生息しているほかの植物や動物にどのような影響があるか、現在の科学的知識では残念ながら正確には予測できません。計画の対象となっている島への放獣は、もともと侵入の影響を受けやすい島嶼性の生態系を大きく変化させる恐れがあります。希少な動植物の絶滅や渡り鳥の中継・休息地への影響、病原体の拡散などの可能性も否定できません。たとえ人為的な影響が強い生態系であっても、そこにあらたな攪乱を招くような行為はできるだけ慎むべきだというのが世界的な共通認識になっている状況で、このような案はまったくそれに逆行する考えといえます。また島の放獣の代わりに、巨大な檻の中で飼育するという案もあったと聞きましたが、飼育衛生あるいは動物福祉上の管理、逃亡防止など実施に多くの問題があり、島への放獣以上に慎重な対応が必要かと思われまます。

現在、霊長類学会が最も危惧していることは、捕獲後の措置を模索することにより捕獲計画そのものが遅延することです。捕獲個体への対応の方法を様々ご検討されたとは存じますが、このまま放置すれば、毎年数十頭のタイワンザルとその雑種の子どもが和歌山県で生まれ続けるだけでなく、タイワンザルや雑種の雄たちがニホンザルの生息域に侵入して次々と雑種の子孫を残してゆくこととなります。日本霊長類学会は、以上の理由と見解に基づき、以下のように要望いたします。

要望：和歌山県サル保護管理計画対策検討会の結論である、全頭を捕獲し、原則として安楽死させる方針のもと和歌山県が捕獲に速やかに着手されることを要望いたします。

なお、日本霊長類学会は、この要望の実現のための協力を惜しみません。